

令和6年度第5回選挙管理委員会会議 次第

日時 令和6年10月10日（木）
午前9時から
場所 袖ヶ浦市役所 中庁舎7階会議室

1 挨拶

2 議事日程

日程第1 会議録署名人の指名について

日程第2 議件

■ 袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関する議案に関する議案

議案第1号 投票所の決定について

議案第2号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第3号 期日前投票所の決定について

議案第4号 期日前投票所開閉時刻の繰り上げについて

議案第5号 袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長の執務場所の決定について

議案第6号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第7号 期日前投票所の投票立会人の選任について

議案第8号 不在者投票記載場所及び時間の決定について

議案第9号 投票所の投票立会人の選任について

議案第10号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

議案第11号 投票及び開票の順序の決定について

■ 袖ヶ浦市議会議員一般選挙に関する議案

議案第 1 2 号 任期満了による袖ヶ浦市議会議員一般選挙の選挙時
登録について

議案第 1 3 号 選挙長及び職務代理者の選任について

議案第 1 4 号 選挙会の場所及び日時の決定について

議案第 1 5 号 ポスター掲示場の設置場所の決定について

議案第 1 6 号 投票用紙の様式の決定について

議案第 1 7 号 ポスター掲示場の区画数の決定について

議案第 1 8 号 選挙運動用ポスター掲示開始日の決定について

議案第 1 9 号 選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の
決定について

議案第 2 0 号 選挙公報掲載順序を定めるくじを行うべき日時及び
場所の決定について

■ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関する議案

議案第 2 1 号 開票の場所及び日時の指定について

議案第 2 2 号 開票管理者及びその職務代理者の選任について

議案第 2 3 号 在外選挙における期日前投票及び時間の決定について

議案第 2 4 号 開票立会人決定のくじを行うべき場所及び日時の決定
について（小選挙区選出議員選挙）

議案第 2 5 号 開票立会人決定のくじを行うべき場所及び日時の決定
について（比例代表選出議員選挙）

議案第 2 6 号 最高裁判所裁判官国民審査の氏名等の掲示場所について

議案第 2 7 号 最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時の決定について

議案第 2 8 号 ポスター掲示場の設置場所の決定について

日程第 3 その他

議案第 1 号

令和6年10月27日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を次のとおり定める。

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

投票所名	場 所
第 1 投票区投票所	袖ヶ浦市奈良輪・袖ヶ浦市立奈良輪小学校体育館
第 2 投票区投票所	袖ヶ浦市坂戸市場・袖ヶ浦市立昭和小学校体育館
第 3 投票区投票所	袖ヶ浦市神納・神納コミュニティセンター
第 4 投票区投票所	袖ヶ浦市神納・神納公民館
第 5 投票区投票所	袖ヶ浦市福王台 3 丁目・袖ヶ浦市商工会館
第 6 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波・蔵波会館
第 7 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波台 4 丁目・袖ヶ浦市立蔵波小学校体育館
第 8 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波・長浦交流センター多目的ホール
第 9 投票区投票所	袖ヶ浦市長浦駅前 6 丁目・袖ヶ浦市立長浦小学校体育館
第 10 投票区投票所	袖ヶ浦市久保田・久保田会館
第 11 投票区投票所	袖ヶ浦市代宿・代宿公民館
第 12 投票区投票所	袖ヶ浦市のぞみ野・のぞみ野第 2 自治会館
第 13 投票区投票所	袖ヶ浦市大曾根・大曾根公民館
第 14 投票区投票所	袖ヶ浦市三ツ作・三ツ作自治会館
第 15 投票区投票所	袖ヶ浦市飯富・飯富自治会館
第 16 投票区投票所	袖ヶ浦市蔵波・袖ヶ浦市立蔵波中学校武道場
第 17 投票区投票所	袖ヶ浦市野里・平岡交流センター多目的ホール
第 18 投票区投票所	袖ヶ浦市川原井・旧袖ヶ浦市立平岡小学校幽谷分校
第 19 投票区投票所	袖ヶ浦市三箇・袖ヶ浦市立平川保育所
第 20 投票区投票所	袖ヶ浦市横田・平川交流センター多目的室
第 21 投票区投票所	袖ヶ浦市横田・袖ヶ浦市立中川幼稚園
第 22 投票区投票所	袖ヶ浦市吉野田・平川交流センター富岡サブセンター 多目的ホール
第 23 投票区投票所	袖ヶ浦市永地・永地公民館

議案第 2 号

投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

別紙のとおり

議案第 3 号

期日前投票所の決定について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を次のとおり定める。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

場 所	設 置 期 間	投票できる 選挙人の住所地
袖ヶ浦市役所 中庁舎 7 階会議室	1 0 月 1 6 日から 1 0 月 2 6 日まで	市 内 全 域
平川交流センター 1 階多目的室	1 0 月 1 6 日から 1 0 月 2 6 日まで	市 内 全 域
長浦交流センター 1 階多目的室	1 0 月 1 6 日から 1 0 月 2 6 日まで	市 内 全 域

・袖ヶ浦市議会議員一般選挙

場 所	設 置 期 間	投票できる 選挙人の住所地
袖ヶ浦市役所 中庁舎 7 階会議室	1 0 月 2 1 日から 1 0 月 2 6 日まで	市 内 全 域
平川交流センター 1 階多目的室	1 0 月 2 1 日から 1 0 月 2 6 日まで	市 内 全 域
長浦交流センター 1 階多目的室	1 0 月 2 1 日から 1 0 月 2 6 日まで	市 内 全 域

議案第 4 号

期日前投票所開閉時刻の繰り上げについて

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 3 項において準用する同法第 4 0 条第 1 項ただし書きの規定による期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げる期日前投票所並びに繰り上げる時間及び閉じる時刻を次のとおり定める。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

場 所	繰り上げる時間	閉 じ る 時 刻
平川交流センター 1 階多目的室	3 時 間	午 後 5 時
長浦交流センター 1 階多目的室ホール	3 時 間	午 後 5 時

議案第 5 号

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長の執務場所の決定について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における本職の執務場所を次のとおり定める。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

執務場所 袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会

ただし、1 0 月 2 0 日については、袖ヶ浦市役所北庁舎 3 階災害対策室とする。

議案第 6 号

期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

別添のとおり

議案第 7 号

期日前投票所の投票立会人の選任について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

別添のとおり

議案第 8 号

不在者投票記載場所及び時間の決定について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号）第 5 0 条第 2 項に関する事務を取り扱う選挙管理委員会が管理者として管理する本庁以外の投票を記載する場所及び不在者投票を行うことができる時間を、次のとおり定める。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

投票を記載する場所	不在者投票を行うことができる時間
平川交流センター 1 階多目的室	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで
長浦交流センター 1 階多目的室ホール	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

議案第 9 号

投票所の投票立会人の選任について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の投票立会人を次のとおり選任する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

別添のとおり

議案第 10 号

投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び
場所の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議
院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法(昭和 25
年法律第 100 号)第 175 条第 3 項の規定による候補者の氏名及び党派別
の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

1 日 時

袖ヶ浦市議会議員一般選挙

令和 6 年 10 月 20 日 午後 5 時 10 分

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

令和 6 年 10 月 15 日 午後 6 時 00 分

2 場 所

袖ヶ浦市役所 北庁舎 3 階災害対策室

議案第 1 1 号

投票及び開票の順序の決定について

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙並びに衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票及び開票の順序を次のとおりとする。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

投票の順序	1 袖ヶ浦市議会議員一般選挙
	2 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

開票の順序	同時に行う
-------	-------

(袖ヶ浦市議会議員一般選挙に関する議案)

議案第 12 号

任期満了による袖ヶ浦市議会議員一般選挙の選挙時登録について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日、登録日を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

- 1 基 準 日 令和 6 年 10 月 19 日
 ただし、年齢の算定については、平成 18 年 10 月 28 日
 とする。
- 2 登 録 日 令和 6 年 10 月 19 日

議案第 13 号

選挙長及び職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び公職選挙法
施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条第 1 項の規定により、令和 6 年
10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙における選挙長及びこ
れを代理する者を次のとおり選任する。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

区 分	住 所	氏 名
選 挙 長	千葉県袖ヶ浦市久保田	岡田 康正
職務代理者	千葉県袖ヶ浦市のぞみ野	木實 涼子

議案第 14 号

選挙会の場所及び日時の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 79 条第 1 項の規定により開票事務を併せて行う選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

選挙会の場所 袖ヶ浦市坂戸市場・袖ヶ浦市立昭和小学校体育館

選挙会の日時 令和 6 年 10 月 27 日 午後 9 時から

議案第 15 号

ポスター掲示場の設置場所の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙において、袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和 58 年条例第 17 号)第 2 条第 1 項に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

投票区名	ポスター掲示場の設置場所
第 1 投票区	袖ヶ浦駅前ロータリー 奈良輪会館前 としまや弁当奈良輪店向 長谷川宅前 袖ヶ浦駅北口ロータリー 袖ヶ浦駅海側地区 2 号公園前 袖ヶ浦駅海側地区近隣公園前 袖ヶ浦駅海側地区 4 号公園前 高須会館前 奈良輪小学校前 水路沿いゴミステーション脇 今井第 5 公園 今井第 6 公園 牧場西公園前 富士見台公園
第 2 投票区	袖ヶ浦駅南口第 1 自転車駐車場前 奈良輪西公園 昭和小学校正門横 昭和小学校裏門横 満蔵寺薬師堂脇
第 3 投票区	神納新田青年館前 市民会館前 神納あけぼの公園前 神納コミュニティセンター前 川間尻農村協同館向 神納あさひ公園前
第 4 投票区	袖ヶ浦高校前広域農道緑地 袖ヶ浦高校テニスコート前 神納公民館前 渡辺宅地先 神納西ノ下公園前
第 5 投票区	福王台中央公園前 保田善昭宅前 富士石油社宅前 袖ヶ浦中央消防署駐車場前 富士見公園前 袖ヶ浦市商工会館前 J A きみつ袖ヶ浦支店前 みらいっ子る一む
第 6 投票区	蔵波会館前 宮田集会場前 長浦駅南口自転車駐車場前 長浦駅北口緑地前 長浦駅北口自転車駐車場前 弘福院観音堂下
第 7 投票区	蔵波県営住宅入口 蔵波県営住宅南側 御園公園前 花輪公園前 原ノ台公園前 蔵波公園前 清水頭公園前 清水公園前
第 8 投票区	長浦交流センター前 美濃川一夫宅脇 子者清水集会場前 栗原宅地先 いちょう公園脇 デイリーヤマザキ向 さつき幼稚園駐車場前 よしだ胃腸内科クリニック脇
第 9 投票区	長浦駅前ロータリー 主婦の店長浦店駐車場前 森吉公園前 長浦駅前 2 丁目ポケットパーク前 長浦駅前 1 丁目ポケットパーク前 長浦小学校前 長浦駅前自治会館前 長浦駅前 4 丁目ポケットパーク前
第 10 投票区	長浦中学校前 旧進藤商店向 久保田多目的会館脇 久保田会館前 消防第 9 分団詰所向 浜宿団地入口 浜宿団地グラウンド前 今井裕文宅脇

第 1 1 投票区	代宿北公園前 大木三弘宅向 石井俊一宅脇 代宿公民館向 小湊バス折返し所前 代宿笠上入口 代宿団地中央公園前 東京都千葉福祉園プール入口前
第 1 2 投票区	のぞみ野調節池前バス停脇 なかよし公園前 旧のぞみ野マルシェ向 のぞみ野第二自治会館前 みはらし公園前 丘の上公園前
第 1 3 投票区	大曽根青年館跡地前 矢沢フェロマイト前 大曽根公民館前 勝農村協同館前 のぞみ野団地入口
第 1 4 投票区	三ツ作自治会館前 山本茂宅脇 剣持宅前 根形小学校前 根形交流センター前
第 1 5 投票区	飯富自治会館前 高橋久雄宅脇 富士食堂脇 飯富新田公民館前 佐久間隆宅前 袖ヶ浦公園入口 市営住宅駐車場
第 1 6 投票区	西沢宅地先 広域環境開発地先 スカイヒルズ公園前 袖ヶ浦菜の花苑向 橘東青年館前 蔵波中学校前 第二みょうじん公園
第 1 7 投票区	平岡交流センター前 野里神社前 土地改良記念碑地先 台神社向 定度ラーメン店舗前 花川金物店脇 ドライブイン光国跡脇 島田電気前
第 1 8 投票区	旧平岡小学校幽谷分校向 林公会堂前 国道 409・市道川原井林線交差点 新田入口 表場公会堂前 農協集荷所脇 細淵むつ宅地先 鶴岡商店向
第 1 9 投票区	平川保育所前 高谷交差点脇 三箇公民館前 鳥澤宅向 青木重男宅前
第 2 0 投票区	アミノ駐車場向 鹿島公民館前 平川交流センター前 吉田ハウジング脇 百目木公民館前 百目木公園第 1 駐車場入口 百目木公園第 4 駐車場入口 袖ヶ浦市農業センター前
第 2 1 投票区	中下子どもの遊び場前 成蔵公民館脇 三枝建設前 善福寺前 横田駅前 横田神社前 中川橋脇 大鳥居踏切地先
第 2 2 投票区	吉野田保育所前 宮田橋脇 八幡神社向 カメリアヒルズ前 玉野入口 滝の口公会堂地先 滝の口西公園前 打越団地入口 旧 J A 富岡支店向 平川交流センター富岡サブセンター前 日東バス停留所向
第 2 3 投票区	永地公民館向 永地子どもの遊び場前 小幡好昭宅前 下泉農村広場前 下泉入口 影山一宏宅向 岩井公民館前 三谷子どもの遊び場前

議案第 16 号

投票用紙の様式の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙における投票用紙の様式を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙投票用紙の様式	
候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
○ 注意	
袖ヶ浦市議会議員一般選挙投票	
袖ヶ浦市選挙管理委員会印	

備考 白地に赤刷りとする
点字投票用紙には「点字投票」と表示する

議案第 17 号

ポスター掲示場の区画数の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙におけるポスター掲示場の区画数を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

ポスター掲示場の掲示面の設ける区画数

袖ヶ浦市議会議員一般選挙 40 区画

議案第 18 号

選挙運動用ポスター掲示開始日の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙において、袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 58 年条例第 17 号）第 2 条第 1 項の規定により設置されたポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

ポスターの掲示を始めることのできる日 令和 6 年 10 月 20 日

議案第 19 号

選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙における選挙立会人について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 76 条において準用する同法第 62 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定によるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

1 袖ヶ浦市議会議員一般選挙

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第 76 条において準用する同法第 62 条第 2 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会	10 月 24 日 午後 5 時 30 分
公職選挙法第 76 条において準用する同法第 62 条第 4 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会	10 月 24 日 午後 5 時 45 分
公職選挙法第 76 条において準用する同法第 62 条第 5 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会	事実発生の都度

議案第 20 号

選挙公報掲載順序を定めるくじを行うべき日時及び場所の決定
について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の袖ヶ浦市議会議員一般選挙における袖ヶ浦市選挙公報発行に関する条例（平成 8 年袖ヶ浦市条例第 14 号）第 4 条第 2 項の規定による選挙公報掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

1 日 時

袖ヶ浦市議会議員一般選挙 令和 6 年 10 月 20 日 午後 5 時 10 分

2 場 所

袖ヶ浦市役所内 北庁舎 3 階災害対策室

(衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に関する議案)

議案第21号

開票の場所及び日時の指定について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時を次のとおり定める。

令和6年10月10日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

- | | | |
|---|----|------------------------|
| 1 | 場所 | 袖ヶ浦市坂戸市場・袖ヶ浦市立昭和小学校体育館 |
| 2 | 日時 | 令和6年10月27日 午後9時から |

議案第22号

開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和6年10月27日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任する。

令和6年10月10日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

区 分	住 所	氏 名
開票管理者	千葉県袖ヶ浦市久保田	岡田 康正
職務代理者	千葉県袖ヶ浦市のぞみ野	木實 涼子

議案第 23 号

在外選挙における期日前投票所の指定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定により次のとおり期日前投票所を指定する。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

指定した期日前投票所 袖ヶ浦市役所 7 階会議室

議案第 2 4 号

開票立会人決定のくじを行うべき場所及び日時について

(小選挙区選出議員選挙)

令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における
公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 2 項、第 4 項又は第
5 項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を、次のとおり決定する。

令和 6 年 1 0 月 1 0 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

区 分	場 所	日 時
公職選挙法第 6 2 条第 2 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 選挙管理委員会	1 0 月 2 4 日 午後 6 時 0 0 分
公職選挙法第 6 2 条第 4 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 選挙管理委員会	1 0 月 2 4 日 午後 6 時 0 5 分
公職選挙法第 6 2 条第 5 項の規定によるくじ	袖ヶ浦市役所内 選挙管理委員会	事実発生の都度

議案第 25 号

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

(比例代表選出議員選挙)

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院比例代表選出議員選挙における
公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項の規定によるく
じを行うべき場所及び日時を、次のとおり決定する。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1 日時 | 令和 6 年 10 月 24 日 午後 6 時 10 分 |
| 2 場所 | 袖ヶ浦市役所内 袖ヶ浦市選挙管理委員会 |

議案第 26 号

最高裁判所裁判官国民審査の氏名等の掲示場所について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

投票区名	審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所
第 1 投票区	袖ヶ浦市奈良輪・袖ヶ浦市立奈良輪小学校体育館
第 2 投票区	袖ヶ浦市坂戸市場・袖ヶ浦市立昭和小学校体育館
第 3 投票区	袖ヶ浦市神納・神納コミュニティセンター
第 4 投票区	袖ヶ浦市神納・神納公民館
第 5 投票区	袖ヶ浦市福王台 3 丁目・袖ヶ浦市商工会館
第 6 投票区	袖ヶ浦市蔵波・蔵波会館
第 7 投票区	袖ヶ浦市蔵波台 4 丁目・袖ヶ浦市立蔵波小学校体育館
第 8 投票区	袖ヶ浦市蔵波・長浦交流センター多目的ホール
第 9 投票区	袖ヶ浦市長浦駅前 6 丁目・袖ヶ浦市立長浦小学校体育館
第 10 投票区	袖ヶ浦市久保田・久保田会館
第 11 投票区	袖ヶ浦市代宿・代宿公民館
第 12 投票区	袖ヶ浦市のぞみ野・のぞみ野第 2 自治会館
第 13 投票区	袖ヶ浦市大曾根・大曾根公民館
第 14 投票区	袖ヶ浦市三ツ作・三ツ作自治会館
第 15 投票区	袖ヶ浦市飯富・飯富自治会館
第 16 投票区	袖ヶ浦市蔵波・袖ヶ浦市立蔵波中学校武道場
第 17 投票区	袖ヶ浦市野里・平岡交流センター多目的ホール
第 18 投票区	袖ヶ浦市川原井・旧袖ヶ浦市立平岡小学校幽谷分校
第 19 投票区	袖ヶ浦市三箇・袖ヶ浦市立平川保育所
第 20 投票区	袖ヶ浦市横田・平川交流センター多目的室
第 21 投票区	袖ヶ浦市横田・袖ヶ浦市立中川幼稚園
第 22 投票区	袖ヶ浦市吉野田・平川交流センター富岡サブセンター多目的ホール
第 23 投票区	袖ヶ浦市永地・永地公民館

議案第 27 号

最高裁判所裁判官国民審査の開票の日時の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の最高裁判所裁判官国民審査の開票は、
令和 6 年 10 月 27 日午後 9 時から行う。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

議案第 28 号

ポスター掲示場の設置場所の決定について

令和 6 年 10 月 27 日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 10 日提出

袖ヶ浦市選挙管理委員会委員長 岡田 康正

投票区名	ポスター掲示場の設置場所
第 1 投票区	袖ヶ浦駅前ロータリー 奈良輪会館前 としまや弁当奈良輪店向 長谷川宅前 袖ヶ浦駅北口ロータリー 袖ヶ浦駅海側地区 2 号公園前 袖ヶ浦駅海側地区近隣公園前 袖ヶ浦駅海側地区 4 号公園前 高須会館前 奈良輪小学校前 水路沿いゴミステーション脇 今井第 5 公園 今井第 6 公園 牧場西公園前 富士見台公園
第 2 投票区	袖ヶ浦駅南口第 1 自転車駐車場前 奈良輪西公園 昭和小学校正門横 昭和小学校裏門横 満蔵寺薬師堂脇
第 3 投票区	神納新田青年館前 市民会館前 神納あけぼの公園前 神納コミュニティセンター前 川間尻農村協同館向 神納あさひ公園前
第 4 投票区	袖ヶ浦高校前広域農道緑地 袖ヶ浦高校テニスコート前 神納公民館前 渡辺宅地先 神納西ノ下公園前
第 5 投票区	福王台中央公園前（南側） 福王台中央公園前（北側） 富士石油社宅前 袖ヶ浦中央消防署駐車場裏 富士見公園前 神栄公園前 J A きみつ袖ヶ浦支店前 みらいっ子る一む
第 6 投票区	蔵波川岸公園前 宮田集会場前 長浦駅南口自転車駐車場前 長浦駅北口緑地前 長浦駅北口自転車駐車場前 弘福院観音堂下
第 7 投票区	蔵波県営住宅入口 蔵波県営住宅南側 御園公園前 花輪公園前 原ノ台公園前 蔵波公園前 清水頭公園前 清水公園前
第 8 投票区	長浦交流センター前 美濃川一夫宅脇 新堰公園前 栗原宅地先 不動公園脇 デイリーヤマザキ向 さつき幼稚園駐車場前 みょうじん公園前
第 9 投票区	長浦駅前ロータリー 主婦の店長浦店駐車場前 森吉公園前 長浦駅前 2 丁目ポケットパーク前 長浦駅前 1 丁目ポケットパーク前 長浦小学校前 長浦駅前自治会館前 長浦駅前 4 丁目ポケットパーク前
第 10 投票区	長浦中学校前 旧進藤商店向 久保田南公園前 久保田会館前 浜宿団地入口 浜宿団地グランド前 今井裕文宅脇
第 11 投票区	代宿北公園前 大木三弘宅向 石井俊一宅脇 代宿公民館向 小湊バス折返し所前 代宿笠上入口 代宿団地中央公園前 東京都千葉福祉園プール入口前 椎の森公園

第 1 2 投票区	のぞみ野調節池前バス停脇 なかよし公園前 旧のぞみ野マルシェ向 のぞみ野第二自治会館前 みはらし公園前 丘の上公園前
第 1 3 投票区	大曽根青年館跡地前 矢沢フェロマイト前 大曽根公民館前 のぞみ野団地入口
第 1 4 投票区	三ツ作自治会館前 剣持宅前 根形小学校前 根形交流センター前
第 1 5 投票区	袖ヶ浦公園第三駐車場前 高橋久雄宅脇 富士食堂脇 飯富新田公民館前 佐久間隆宅前 袖ヶ浦公園入口 市営住宅駐車場 袖ヶ浦公園上池前（東） 袖ヶ浦公園上池前（西）
第 1 6 投票区	神納萩原公園前 第二みょうじん公園 スカイヒルズ公園前 袖ヶ浦菜の花苑向 橘東青年館前 蔵波中学校前
第 1 7 投票区	平岡交流センター前 野里区子どもの遊び場前 滝ヶ沢北公園 台神社向 花川金物店脇 ドライブイン光国跡脇 島田電気前 滝ヶ沢東公園
第 1 8 投票区	旧平岡小学校幽谷分校向 林公会堂前 国道 409・市道川原井林線交差点 新田入口 表場公会堂前 農協集荷所脇 細淵むつ宅地先 鶴岡商店向
第 1 9 投票区	平川保育所前 高谷交差点脇 三箇公民館前 鳥澤宅向 青木重男宅前
第 2 0 投票区	アミノ駐車場向 鹿島公民館前 平川交流センター前 吉田ハウジング脇 百目木公民館前 百目木公園第 1 駐車場入口 百目木公園第 4 駐車場入口 袖ヶ浦市農業センター前 百目木公園第 3 駐車場脇
第 2 1 投票区	中下子どもの遊び場前 成蔵公民館脇 山中公園前 善福寺前 横田駅前 横田神社前 中川橋脇 大鳥居踏切地先
第 2 2 投票区	吉野田保育所前 宮田橋脇 八幡神社向 カメリアヒルズ前 玉野入口 滝の口公会堂地先 滝の口西公園前 打越団地入口 日東バス停留所向 平川交流センター富岡サブセンター前 滝の口東公園前
第 2 3 投票区	永地公民館向 永地子どもの遊び場前 小幡好昭宅前 下泉農村広場前 下泉入口 影山一宏宅向 岩井公民館前 三谷子供の遊び場前